

情報セキュリティ基本方針

制定 令和4年9月3日

最近改正 令和4年9月3日

勸永町内会（以下「本会」という。）は、本会の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、会員ならびに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき町内会全体で情報セキュリティに取り組めます。

（代表者の責任）

第1条 本会は、町内会会長主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

（体制の整備）

第2条 本会は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、本方針並びに本方針の下位規定を定めます。

（理事の取組み）

第3条 本会の理事は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

（法令及び契約上の要求事項の遵守）

第4条 本会は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、会員の期待に応えます。

（違反及び事故への対応）

第5条 本会は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

（附則）

この基本方針（規則）は、令和4年9月3日から施行します。